

狹山市子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書

狹山市（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務目的

生活保護世帯及び生活困窮世帯又はひとり親世帯等の児童・生徒等に対して、地域の団体等と連携しながら学習支援や生活支援等を行うことにより、貧困の連鎖の解消を目指す。

3 支援対象者

- (1) 甲が設置する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）が実施責任を負う生活保護受給者で、甲が支援を必要と判断した原則小学校1年生から小学校6年生までの児童（以下「小学生」という。）、中学生及び高校生等並びにその保護者等
- (2) 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯（以下「生活困窮世帯」という。）又はひとり親世帯のうち、狹山市内に居住する次のいずれかに該当する小学生、中学生、高校生等及びその保護者等
- ア 福祉事務所管内に居住している生活困窮者
 - イ 居住地が無く、現に福祉事務所管内に居る生活困窮者
 - ウ その他福祉事務所が支援を必要と判断した者

4 業務内容

乙は、甲と協議の上、支援対象者に関する、以下の相談・支援業務を専門の職員（以下「学習支援員」という。）により行う。

- (1) 小学生及びその保護者に対する支援

- ア 学習教室の運営等に関する事。
- ・設置数 4教室
- ・児童定員 1教室あたり15人程度

- ・設置場所等 設置場所は、児童の集まりやすい場所とし、乙が確保する。
教室は良好な衛生環境、安全性やプライバシー、広さを十分に確保するとともに、調理室が備えられたものとすること。
- ・開設日 4教室合算して月20日程度
- ・時間 平日午後（概ね午後3時30分から午後7時30分）及び
土日半日程度で実施

イ 学習支援に関すること。

学習習慣の定着と基礎学力の向上を目的に、対象者の学習理解度に合わせて、個別に各教科を教えるほか、到達レベルの確認やテストの実施、学習意欲向上への支援等を行うこと。

ウ 生活習慣の形成及び改善に係る支援、居場所の提供に関するこ

日常生活習慣の形成及び改善、社会性の育成等のための支援を行うとともに、安心して通うことができる居場所として提供すること。

エ 体験活動の実施に関するこ

民間企業や各種団体等と連携し多様な体験活動を実施して、非認知能力を高める取組を実施すること。

実施回数については、1教室あたり月1日程度とする。

実施する場所については、教室以外の開催も可能とし、具体的な実施内容、実施場所及び実施日時について1か月前までに甲に報告すること。

オ 健康支援及び健康増進に関するこ

教室開催時に、栄養士等の専任講師による調理実習を実施するよう努め、調理した食事を児童及び保護者等が学習支援員、ボランティア等と一緒にとるなど、生活の向上を図る事業を行うこと。

食事の提供は食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導に従い、衛生管理等に十分留意すること。

食材は、地域の農家や店舗、食品会社、フードバンク等の協力により確保すること。

なお、食材費を含め食事に要する費用を参加者から実費徴収することはできない。

カ 児童の送迎に関するこ

教室への送迎が必要な児童に対する送迎を行うこと。その際は2名体制で行い、1名は学習支援員であることが望ましい。

それ以外の方法で送迎を行う場合は、あらかじめ甲に報告すること。

キ 学習・生活相談への対応に関すること。

学校や学習の悩みに限らず、日常生活における様々な相談に随時対応すること。

ク 訪問支援に関すること。

状況に応じ個別訪問による学習や生活支援を行うこと。その際は原則として、2名体制でを行うこと。

ケ 保護者等に対する養育支援に関すること。

児童の養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供等を行うこと。

コ 引きこもりや不登校の児童の支援に関すること。

児童の状況に配慮し、教育機関等と連携すること。

特に生徒やその保護者が他者との関わりに否定的な場合は信頼関係構築に努めること。

サ その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援に関すること。

児童が属する世帯の課題に応じて、自立相談支援機関等へつなぐこと。

(2) 中学生、高校生等及びその保護者への支援

ア 学習教室の運営に関すること。

(ア) 中学生を対象とした学習教室の運営

- ・設置場所 狹山市社会福祉会館
- ・開設日 週1日1教室
- ・時間 土曜日（半日程度）
- ・定員 30人程度

(イ) 高校生等を対象とした学習教室の運営

- ・設置場所 狹山市社会福祉会館
- ・開設日 週1日1教室
- ・時間 土曜日（半日程度）
- ・定員 30人程度

イ 学習支援事業の利用促進に関すること。

ウ 大学等と連携したボランティアの募集活動に関すること。

- エ 社会人ボランティアの募集活動に関すること。
- オ ボランティア等、本業務に携わる者の専門性向上に向けた研修計画の策定・実施等に関すること。
- カ 生徒やその保護者が日常生活習慣の形成及び改善、社会性の育成のための支援に関すること。
- キ 生徒の進学や再就学に関する支援に関すること。
- ク 生徒の中退防止のための支援に関すること。
- ケ 生徒の就職に向けた就労意欲の喚起や資格取得等の支援に関すること。
- コ 引きこもりや不登校の子どもの支援に関すること。特に生徒やその保護者が他者との関わりに否定的な場合は信頼関係構築に努めること。
- サ 学校やスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、こども食堂など関係機関との連携に関すること。
- シ 生活支援、居場所の提供に関すること。
日常生活習慣の形成及び社会性の育成等のための支援を行うとともに、安心して通うことができる居場所として提供すること。
- ス 訪問支援に関すること。
家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や保護者の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や各種支援策の情報提供や利用勧奨、利用方法の助言等を行うこと。
- セ 緊急事態宣言の発令を含む非常時（天災事変を除く）において、教室型の学習支援が開催できない場合、リモート式学習支援、または家庭訪問による学習支援の実施、世帯の状況確認を行うなど、柔軟に対応すること。
- ソ 狹山市就学応援金に関すること。
- タ その他生徒の健全育成支援に関すること。

5 実施体制

- (1) 乙は、甲と協議の上、学習支援員が行う教室の運営業務のうち、小学生を対象とした教室の運営を補助する業務を専門の職員（以下「チューター」という。）により行う。また、中学生及び高校生等を対象とした教室の運営を補助する業務は専門の職員（以下「学習指導員」という。）により行う。
- (2) 乙は、甲と協議の上、学習支援員、チューター及び学習指導員（以下「学習

指導員等」という。)が行う業務につき、以下の項目について甲に報告する。

- ア 学習支援員等の勤務状況報告に関すること。
- イ 支援対象者への支援に係る進捗状況報告に関すること。
- ウ 事業に必要となる規程の作成に関すること。
- エ 事業実施計画の策定に関すること。
- オ その他事業の成果測定に必要となる資料の収集・作成に関すること。

(3) 乙は、4の(1)のア及び4の(2)のアに定める教室の運営を次のとおり行う。なお、ボランティアに係る交通費及びボランティア保険料は乙が負担するものとする。

- ア 小学校及び中学生を対象とした教室は、学習支援員等による運営とし、大学等と連携し、学生ボランティアを活用とした運営とする。
- イ 高校生等を対象とした教室は、原則として、学習支援員等による運営とし、社会人ボランティアを活用することができる。

(4) 学習支援員等の配置人数は表1のとおりとする。

ただし、業務の実施に当たり、効率的な支援を行うために有効と判断される場合は、甲、乙協議により、委託の範囲内で学習支援員等の配置人数を別途定めることができるものとする。

表1 配置人数

学習支援員	2人以上
チューター	1人以上
学習指導員	2人

(5) 配置する学習支援員等は、契約時点で、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- イ 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ウ 以下の(ア)から(エ)までのいずれかの資格を有する者
 - (ア) 精神保健福祉士
 - (イ) 教員免許
 - (ウ) 社会教育主事
 - (エ) 民間企業(学習塾)等で支援員業務に関係する職務経験を5年以上有する者
- エ その他、(ア)から(エ)までと同等以上の能力を有していると認められる者

(6) 乙は、本業務の拠点となる事務所(以下「事務所」という。)を設置する。

事務所には、個人情報漏えい等の事故防止に係る対策を取るものとする。

(7) 相談・支援業務は、学習教室、支援対象者の居宅又は居所、福祉事務所、学校又は児童相談所等の関係機関において行う。なお、相談・支援業務に際しての学習支援員等の交通手段は、乙が確保するものとする。

(8) 支援対象者、支援の具体的な内容及び期間は、福祉事務所長が定め、乙に通知する。

6 勤務時間等

(1) 学習支援員

12時30分から21時15分まで（うち60分は休憩時間とする）

週5日勤務。（ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

(2) チューター

15時00分から20時00分まで

週2～3日勤務。（ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

(3) 学習指導員

14時00分から16時30分まで

週1日勤務。（ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

※なお、勤務時間等については、業務の実態にあわせ、甲、乙協議により別途定めることができるものとする。

7 委託料

(1) 委託料には次のものが含まれる。

ア 人件費

イ 事務所借上費用（敷金、保証金は含まない）

ウ 教室会場借上費用

エ 交通費（送迎に関する費用含む）

オ 通信費

カ 事務機器賃貸借費用（レンタル又はリース）

キ 学習支援員等用パソコン賃貸借費用（レンタル又はリース）

ク ボランティアに係る交通費及びボランティア保険料

ケ 学習教室参加者に係る傷害保険料及び賠償責任保険料

コ 学習教材代

サ その他事務費（効果検証に関する費用含む）

※一般管理費は委託費の10%を上限とする。

(2) パソコンを賃貸借する場合及び賃貸借した事務機器をネットワークに接続す

る場合は、ウイルス対策、アクセス制御及び情報漏えい対策をはじめとする必要なセキュリティを確保すること。

8 委託料の支払

甲は、乙の請求に基づき、年4回の分割方式により委託料を支払う。

支払いの時期については、令和8年7月、10月、令和9年1月及び3月以降とする。

9 報 告

乙は、甲及び福祉事務所に対して、当月に係る委託業務の活動状況を、翌月末（令和9年3月分については、令和9年3月31日）までに、甲が指定する電子媒体により、甲が指定する手段で報告すること。

10 特記事項

- (1) 乙は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、個人情報の保護に関する法律の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを本業務以外に使用してはならない。また、相談・支援業務等のデータは紛失等が決してないよう、厳重に鍵付き金属書庫にて保管すること。

また、業務に使用した情報システム機器を廃棄、リース返却等する場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じることとし、物理的な破壊又は磁気的な破壊を確実に行うこと。

なお、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データについても必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関しては履行期間外でも責任を負うこととする。

- (3) 甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 甲は、学習支援員等が本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、年度途中であっても、乙に対して当該学習支援員等の変更を要求できるものとし、乙は速やかにこれに従うものとする。
- (5) 乙は甲に対し、学習支援員等の名簿を、業務受託後速やかに提出する。業務受託期間中に、学習支援員等の変更があった場合には、直ちに変更新名簿を提出するものとする。
- (6) 甲は、本業務中における小学生、中学生、高校生等、保護者及び学習支援員

等の事故については一切責任を負わない。

11 障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条の規定に基づき、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- (2) 受注者は、この契約の履行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項の規定に基づき、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
- (3) 前項の合理的な配慮の提供に当たっては、厚生労働省の定める「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」及び狭山市の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を熟知するとともに、その考え方に基づき提供するように努めなければならない。

12 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。